

議員提出議案第1号

2035年国際協同組合年に向けた協同組合の振興を図る決議

この議案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月29日

村 上 泰二朗	玉 木 裕 一
前 住 孝 行	西 村 弥 子
松 田 正	福 浜 隆 宏
市 谷 知 子	入 江 誠
河 上 定 弘	鳥 羽 喜 一
森 由美子	山 本 暁 子
前 田 伸 一	前 原 茂
坂 野 経三郎	浜 田 妙 子
尾 崎 薫	興 治 英 夫
伊 藤 保	島 谷 龍 司
鹿 島 功	浜 崎 晋 一
斉 木 正 一	野 坂 道 明
内 田 博 長	川 部 洋
広 谷 直 樹	中 島 規 夫
安 田 由 毅	語 堂 正 範
東 田 義 博	銀 杏 泰 利
浜 田 一 哉	

2035年国際協同組合年に向けた協同組合の振興を図る決議

国際連合は、2023年12月の総会において、協同組合を振興し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高めるため、2025年を「国際協同組合年」とする旨決定した。

加えて、2025年12月の国連総会本会議において、「社会開発における協同組合」を決議し、10年ごとに国際協同組合年（I Y C）を設けることを決定し、次回は2035年となる。

また、政府は、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、「協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神によって参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている」と表明している。

よって本県においても、次の基本的考え方の下に協同組合の振興に取り組むべきである。

- 1 協同組合に関する様々な施策を企画立案し、及び実施するに当たっては、国際連合の「協同組合の発展のための支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）及びILO（国際労働機関）の「協同組合の促進に関する勧告」（2002年）に留意するとともに、ICA（国際協同組合同盟）の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」（1995年）によって定められた協同組合の定義、価値及び原則を尊重すること。
- 2 協同組合が相互扶助の精神に基づき地域社会の持続可能な発展のために活動している点を重視し、持続可能な地域社会づくりに当たっては、その有力な主体として協同組合を位置付けること。
- 3 現代日本の経済社会において公共部門や営利企業ではない民間非営利組織が果たし得る役割を重視し、多くの人々が組合員として民主的に管理運営する民間非営利組織である協同組合の発展に留意すること。

以上、決議する。

令和8年 月 日

鳥 取 県 議 会

議員提出議案第2号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の早期法制化を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月29日

入江 誠
鳥羽 喜一
山本 暁子
鹿島 功
斉木 正一
内田 博長
広谷 直樹
安田 由毅
東田 義博

河上 定弘
森 由美子
島谷 龍司
浜崎 晋一
野坂 道明
川部 洋
中島 規夫
語堂 正範
浜田 一哉

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の早期法制化を求める意見書

皇室は、我が国の歴史と伝統に支えられ、日本国憲法において日本国及び日本国民統合の象徴と位置付けられている。皇位の安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

このため政府は、令和4年1月、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する報告書を国会に提出し、同報告書において、①皇族数の早急な確保、②悠仁親王殿下までの皇位継承の流れの維持、③皇位継承制度の根幹については国民的議論を継続することが示されている。

国会では令和6年5月以降、各党・各会派による協議が行われ、本年6月10日、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」案と「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案について、いずれも了とする「立法府の総意」をとりまとめ、内閣総理大臣に提出されたところである。

皇族数の確保と男系による皇位継承の維持は、国家の連続性と安定に関わる極めて重要な課題であることから、当議会は、国会及び政府に対し、皇室典範の改正を早期に実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
様

議員提出議案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月29日

中 島 規 夫
興 治 英 夫
浜 崎 晋 一
野 坂 道 明
川 部 洋
銀 杏 泰 利

尾 崎 薫
鹿 島 功
斉 木 正 一
内 田 博 長
語 堂 正 範

地方財政の充実・強化を求める意見書

政府はこれまで「骨太の方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、急激な少子・高齢化及び人口減少に伴う行政ニーズの多様化や物価高騰、資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後もより積極的な財源の確保が求められる。

2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、行政ニーズの多様化や物価高騰、賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、次の事項を強く要望する。

- 1 令和8年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）において、都市・地方の財政力格差や行政サービスの地域間格差が拡大しており、主因は地方税源の偏在にあると指摘されている。こうした課題への具体的な対策として、大綱において検討するとされた特別法人事業税・譲与税の見直し及び固定資産税に係る偏在是正措置の創設を早急に実施すること。
- 2 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、人口減少対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 3 とりわけ、少子化対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援などの社会保障ニーズが地方自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、社会保障経費に対する十分な支援策の実現を図ること。加えて、これらの分野を支える人材の確保に向けた地方自治体による取組を十分に支えられる財政措置を講じること。
- 4 地方交付税の法定率引上げなどにより、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。
- 5 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 6 「地方創生推進費」は、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能とするものである。1兆円は、現在の財政需要に 대응していくため不可欠な規模であるだけでなく、地方の実情に応える施策の実現のため必須となる財源であることから、恒久的財源として明確に位置付けること。
- 7 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、自治体立病院に対する十分な財政支援を講じること。
- 8 地方自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣
(こども政策 少子化対策
若者活躍 男女共同参画、地
方創生、共生・共助)

議員提出議案第4号

令和8年産米の適正価格形成に向けた対応を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月29日

前住孝行
入江誠
鳥羽喜一
山本暁子
前原茂
浜田妙子
伊藤保
鹿島功
野坂道明
川部洋
安田由毅
東田義博

福浜隆宏
河上定弘
森由美子
前田伸一
坂野経三郎
興治英夫
島谷龍司
斉木正一
内田博長
広谷直樹
語堂正範
銀杏泰利

令和8年産米の適正価格形成に向けた対応を求める意見書

米は我が国の基幹的作物であり、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、その安定的な生産体制の維持・発展は不可欠である。

しかしながら、近年の米の需給を取り巻く環境は大きく変化しており、生産現場では先行きへの不安が広がっている。「令和の米騒動」における価格高騰や品薄の鎮静化に向けて、昨年、国が政府備蓄米を放出した影響も相まって、民間在庫量は近年にない高い水準となっている。米価は、基本的には需給バランスなど民間の取引環境の中で形成されるものであるが、過大な民間在庫量の影響により、令和8年産米の価格が過度に低下し、生産現場が混乱に陥ることが懸念されている。

長年、資材高騰や米価の低迷に苦しんできた生産者にとって、将来に希望を持てる適正な価格の形成は、営農継続における喫緊の課題である。過度な米価の低下は、生産者の経営を圧迫し、営農意欲の減退や担い手不足を加速させ、ひいては、米生産基盤の弱体化を招き、我が国の食料安全保障にも大きな影響を及ぼしかねない。

よって、国においては、生産者が安心して経営を維持し、将来にわたり米の安定供給が図られるよう、次の事項について速やかに措置を講ずることを強く要望する。

- 1 令和8年産米の価格形成に悪影響を及ぼすことのないよう、政府備蓄米の買入数量、価格及び時期等の見通しについて早期に明示すること。
- 2 食料安全保障及び需給バランスの改善の観点から、政府備蓄米の買入れ等により、適正な備蓄水準を早期に回復すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣
様